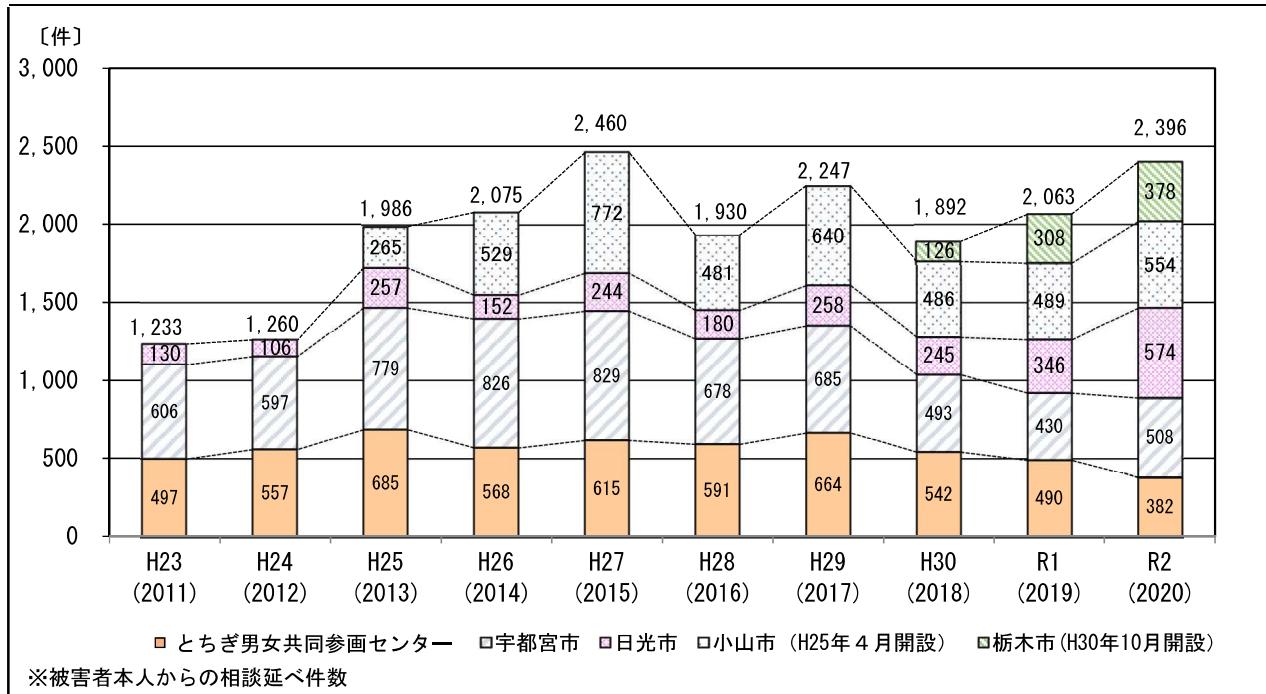


II DVの現状

1 DV相談件数の状況

(1) 栃木県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

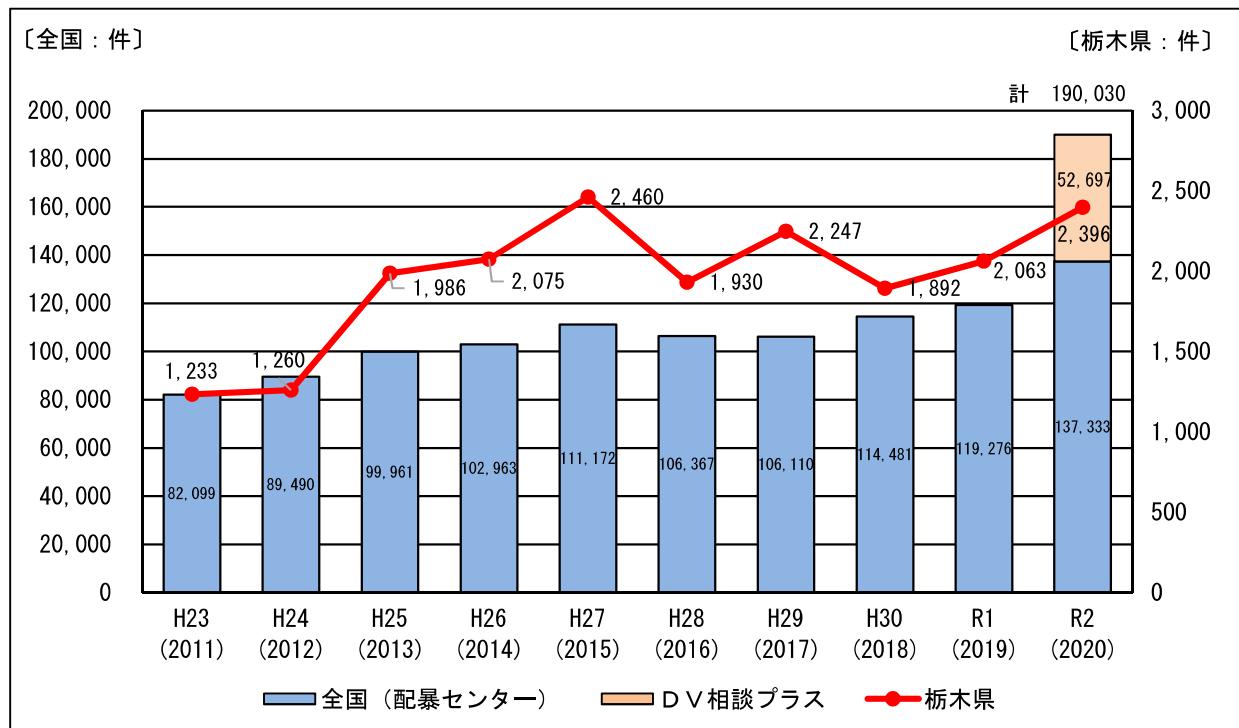
県内 5箇所に設置されている配偶者暴力相談支援センターの年間相談件数は、平成 25(2013)年度以降 2,000 件前後で推移しています。



○出典：とちぎ男女共同参画センター調べ

(2) 配偶者暴力相談支援センター及び「DV相談プラス」における相談件数（全国比較）

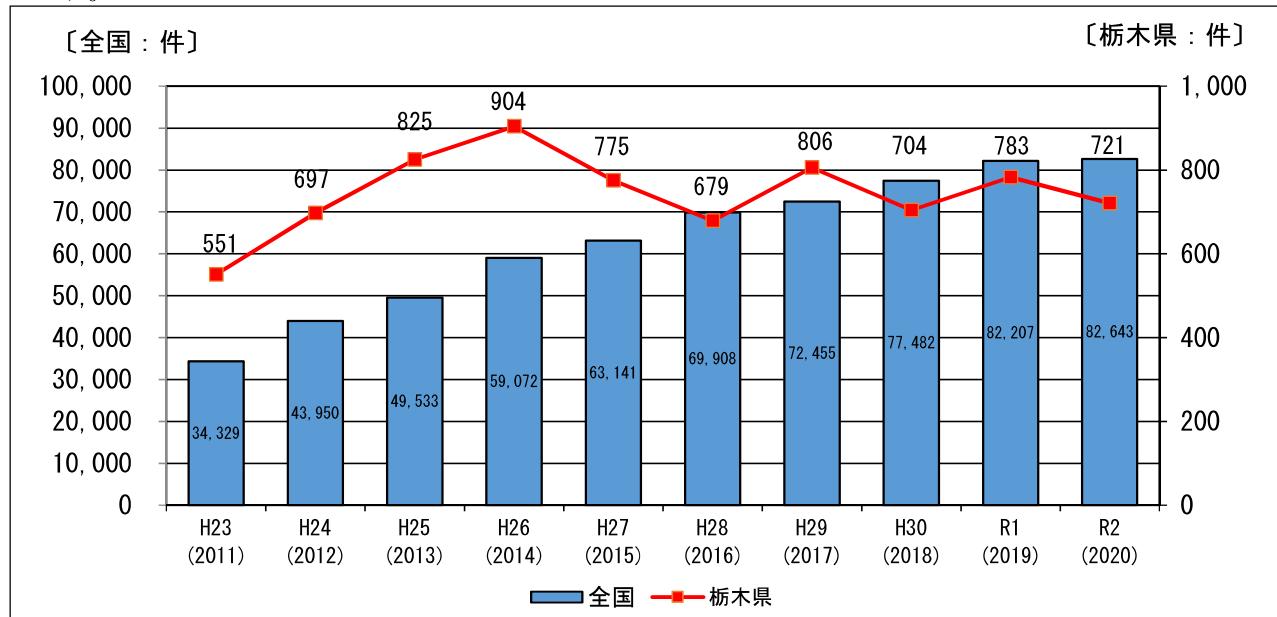
全国の年間相談件数は、平成 27(2015)年度まで増加傾向にあり、以降 11 万件前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い国が「DV相談プラス」を令和 2(2020)年 4月から開設したこと等により、令和 2(2020)年度は前年度の約 1.6 倍に増加しました。



○出典：内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」

(3) 警察におけるDV認知件数（全国比較）

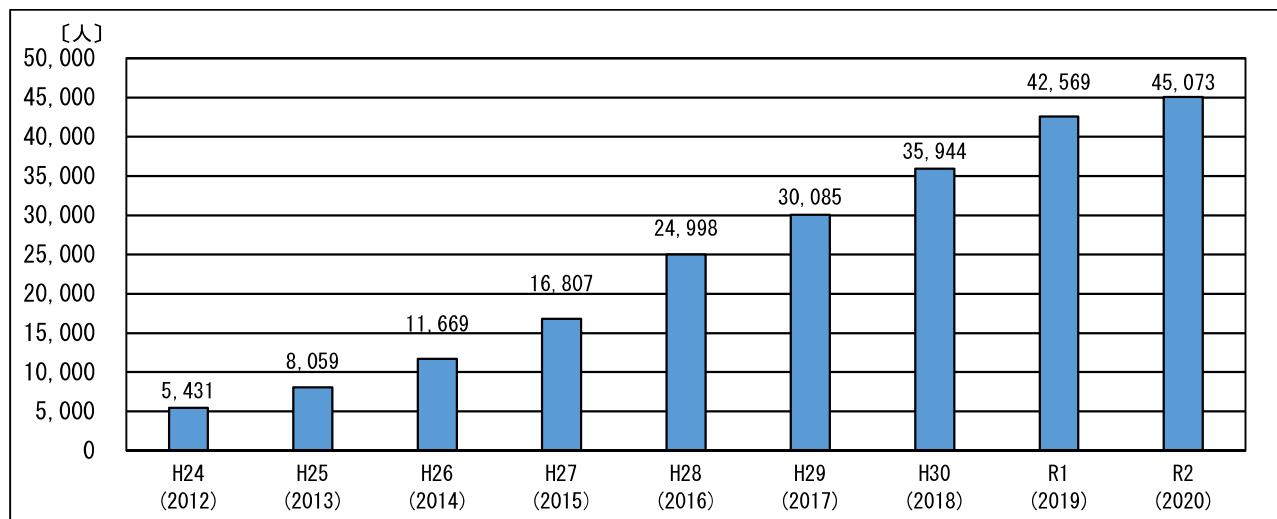
全国の警察におけるDV認知件数は年々増加傾向にあります。本県では平成26(2014)年の904件をピークに減少しましたが、平成29(2017)年度以降は700件～800件の間で推移しています。



○出典：警察庁「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（全国）、栃木県警調べ（県）

(4) 面前DVにより警察が児童相談所に通告した児童数（全国）

面前DVにより警察が児童相談所に通告した児童数は年々増加し、令和2(2020)年度は45,073人となっています。

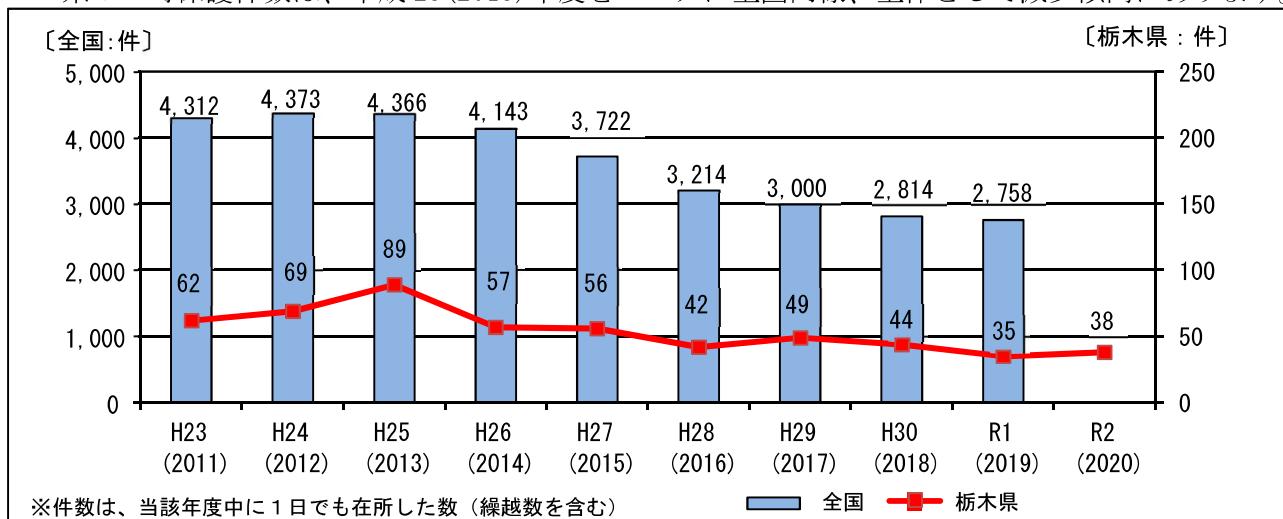


○出典：警察庁生活安全局少年課「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」（令和3年3月発行）

2 DV被害者の一時保護の状況

(1) 一時保護決定件数（全国・県内）

県の一時保護件数は、平成25(2013)年度をピークに全国同様、全体として減少傾向にあります。

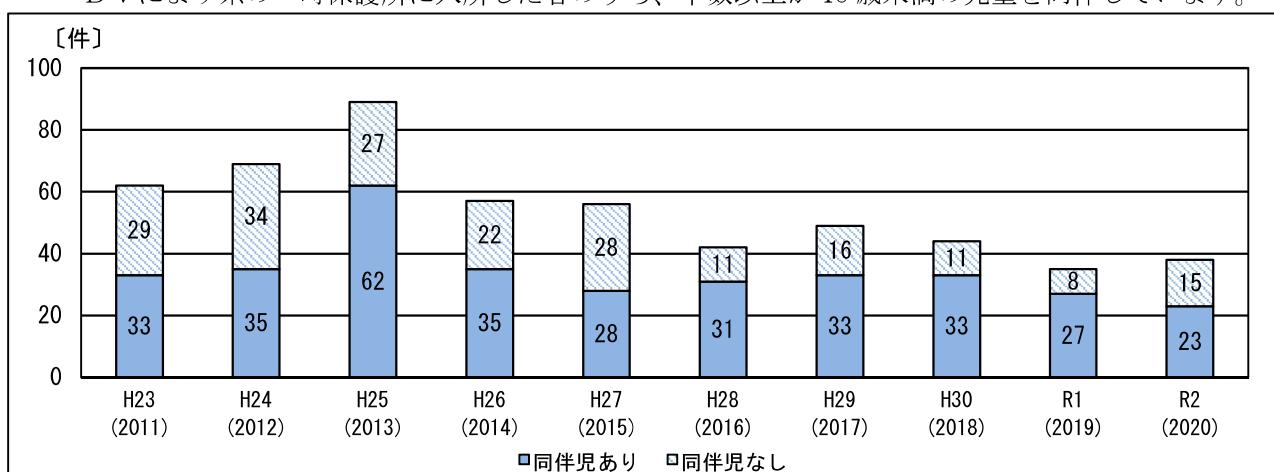


○出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「婦人保護事業実施状況報告」（令和元年度報告が最新）

(2) 県の一時保護入所者の同伴児童（18歳未満）の状況

ア 同伴児童の有無

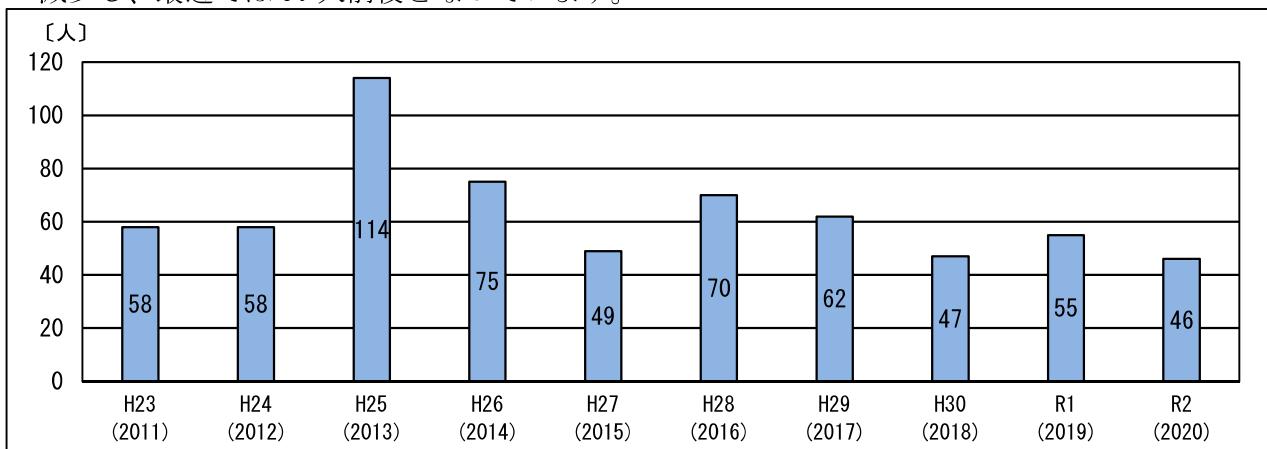
DVにより県の一時保護所に入所した者のうち、半数以上が18歳未満の児童を同伴しています。



○出典：とちぎ男女共同参画センター調べ

イ 入所者の同伴児童数

DVによる一時保護所入所者の同伴児童数は、平成25(2013)年度の114人をピークにその後減少し、最近では50人前後となっています。



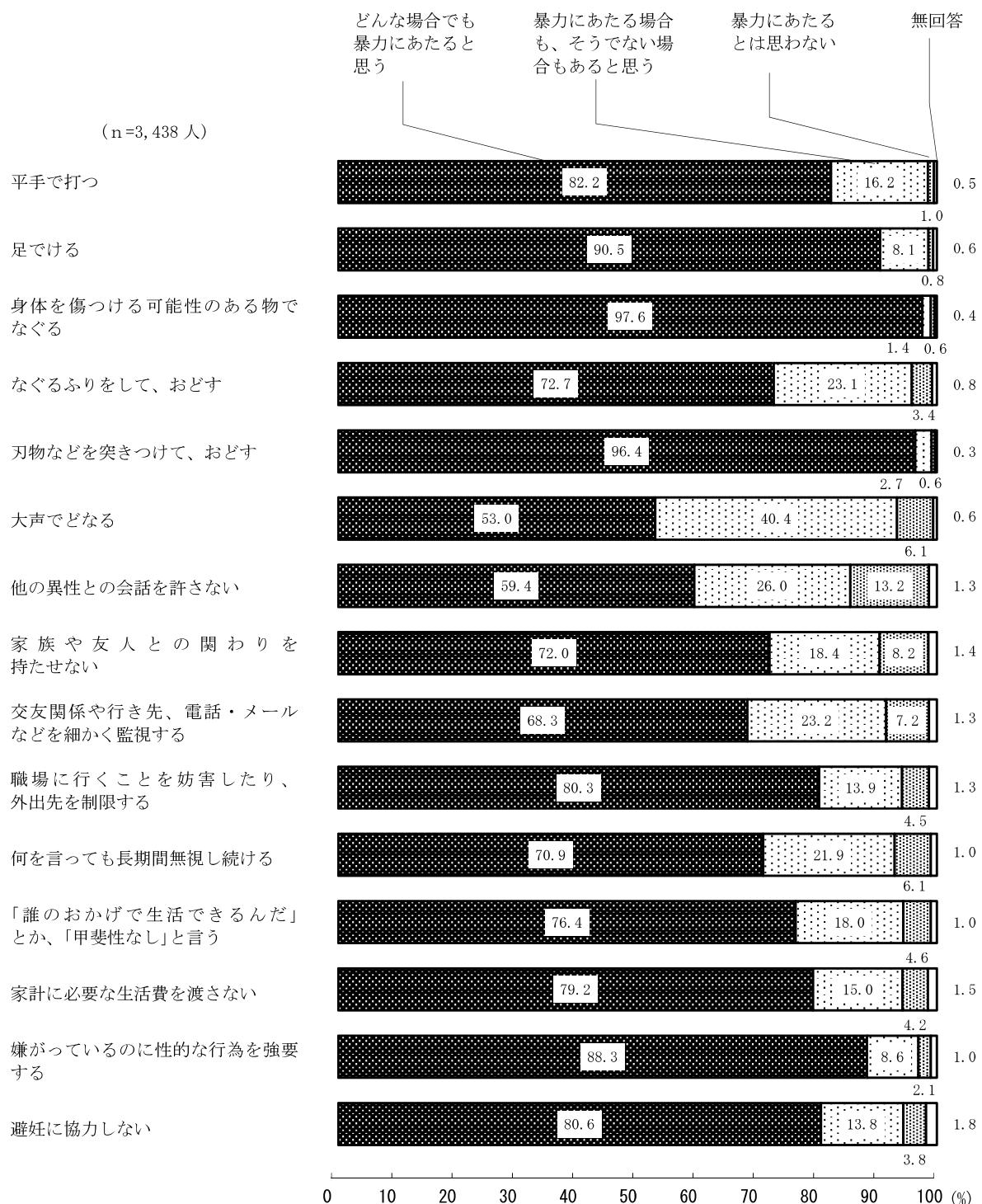
○出典：とちぎ男女共同参画センター調べ

3 男女間における暴力に関する意識調査

(1) 内閣府「男女間における暴力に関する調査結果」(令和2年度)

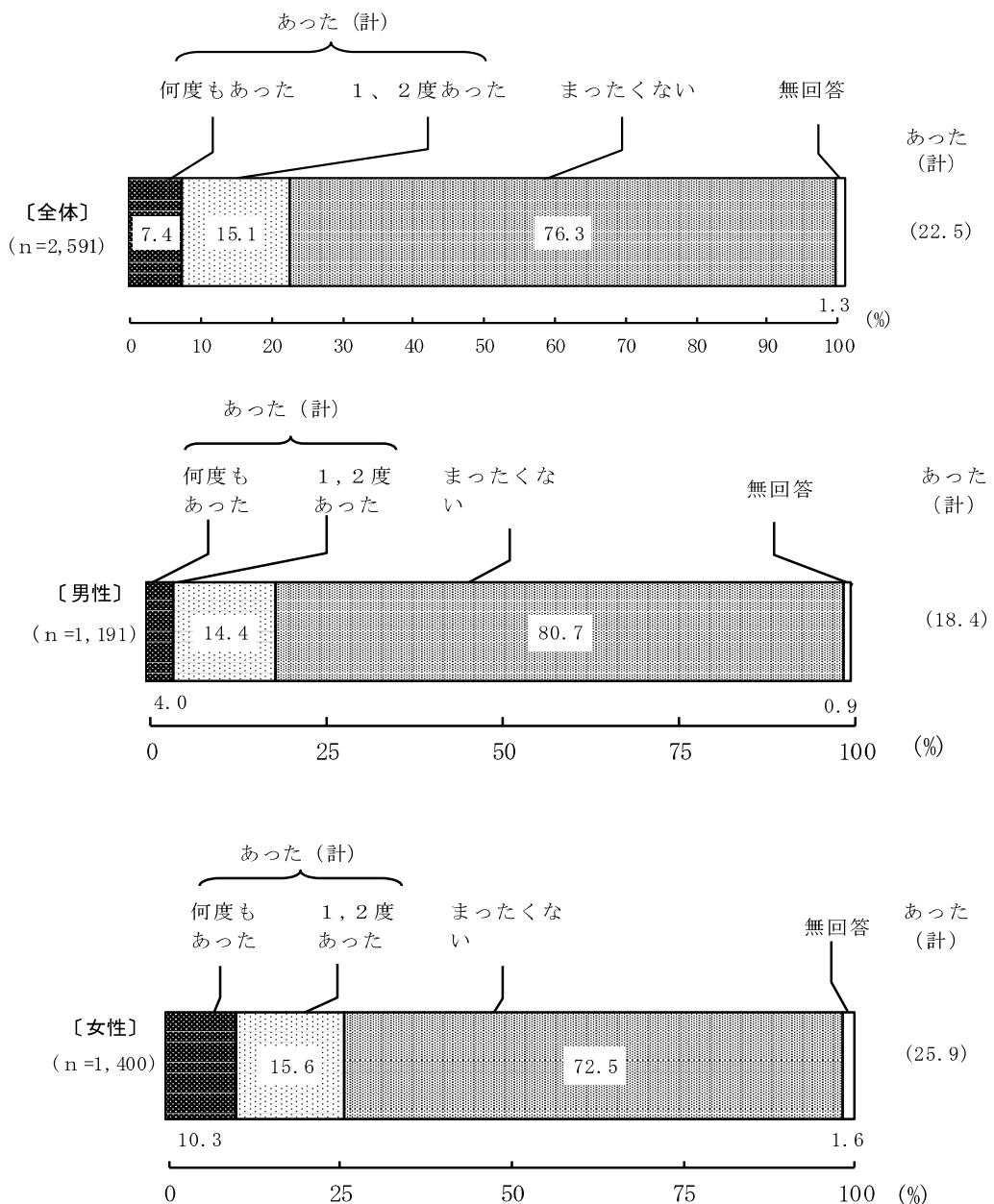
ア 夫婦間で暴力と認識される行為（身体的暴力と精神的暴力、経済的暴力の抽出）

「平手で打つ」や「足でける」、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」ことについて、80%～90%が暴力と認識していますが、「大声でどなる」が53%、「なぐるふりをして、おどす」や「何を言っても長期間無視し続ける」といった精神的な暴力は、70%弱と身体的暴力と比較すると認識が低くなっています。



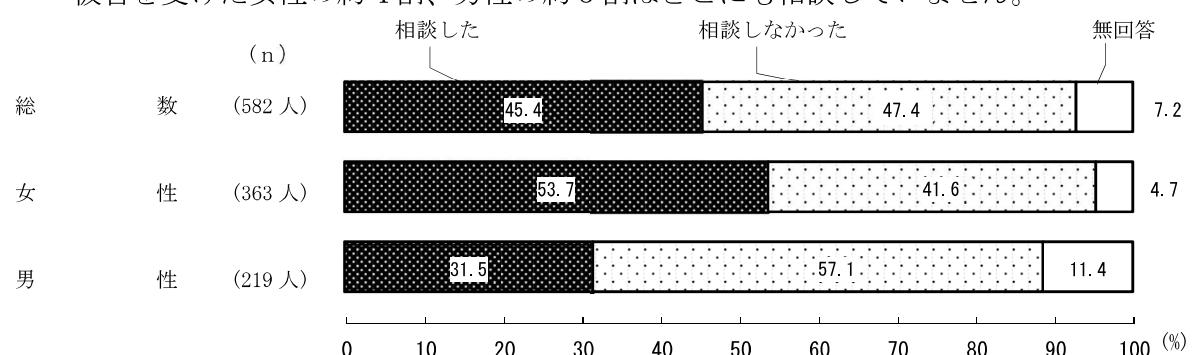
イ 配偶者からの暴力の被害経験（全体・男女別）

配偶者からの暴力を受けたことがある人は約4人に1人となっています（女性=約4人に1人、男性=約5人に1人）。



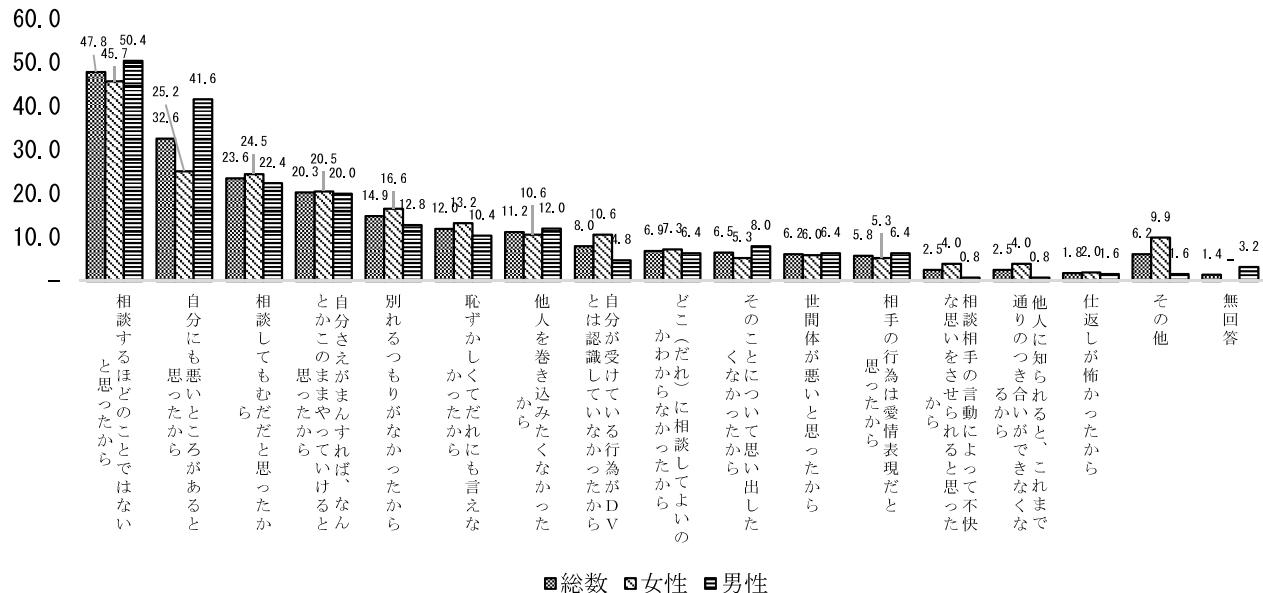
ウ 配偶者からの暴力の相談経験（全体・男女別）

被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談していません。



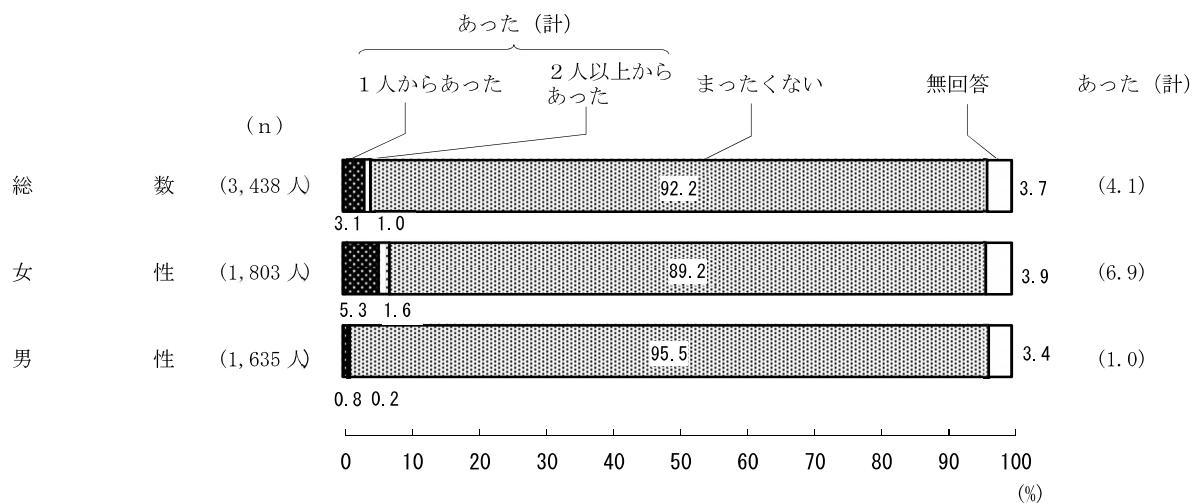
エ 配偶者からの暴力被害を相談しなかった理由(複数回答)

「相談するほどのことではないと思ったから」が約5割と最も多い、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」が約3割となっています。



オ 無理矢理に性交等をされた被害経験

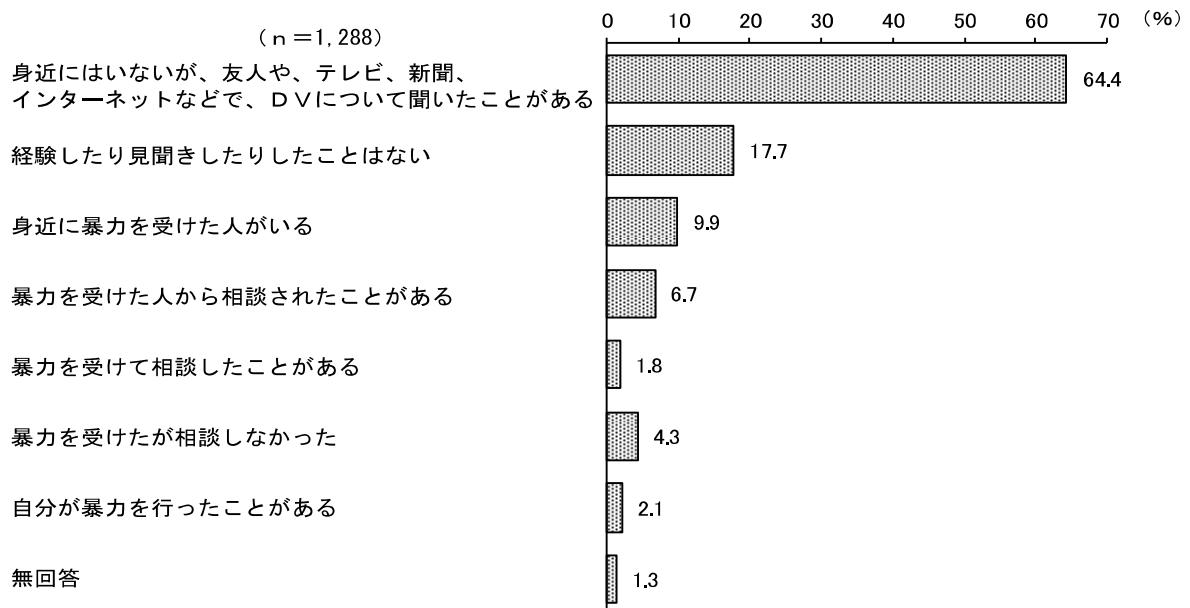
無理矢理に性交等をされた被害経験のある人は4.1%。男女別では、女性が6.9%、男性が1.0%と女性の被害が多くなっています。



(2) 男女間の暴力に関する県民の意識(令和3年度栃木県政世論調査結果)

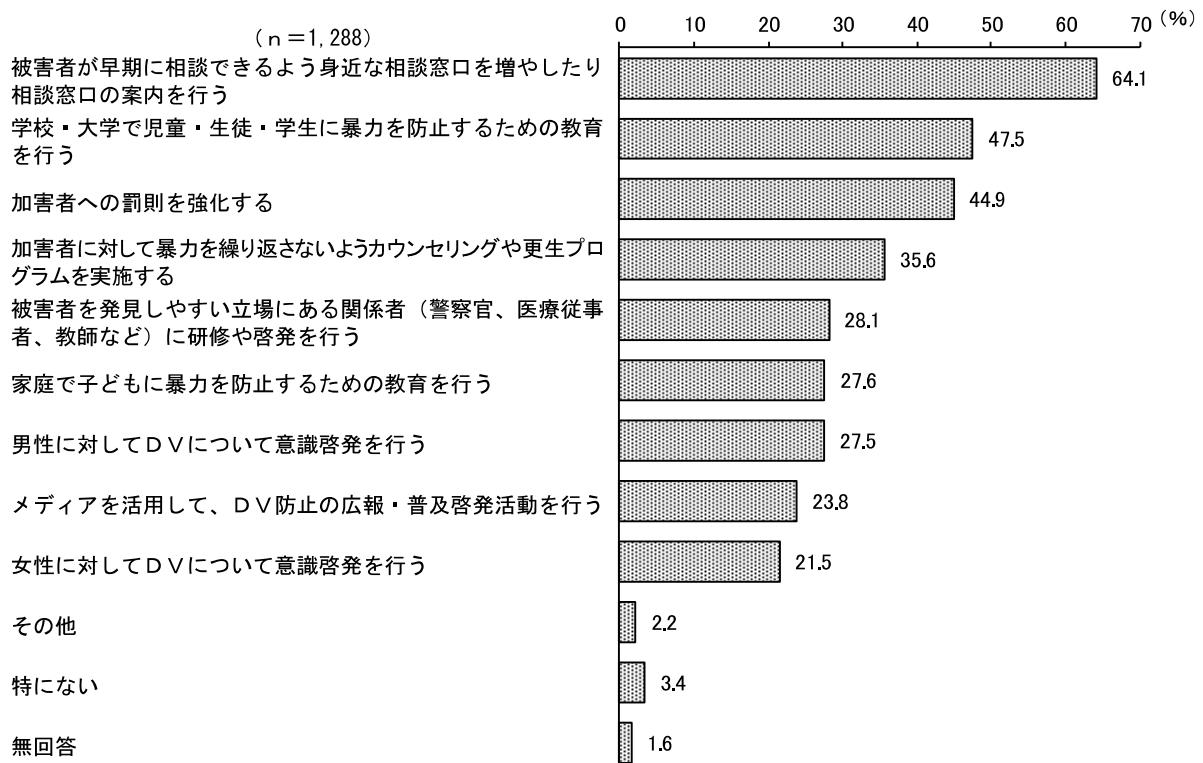
ア DVの経験や見聞きした経験について(複数回答)

「身近にはいないが、友人や、テレビ、新聞、インターネットなどで、DVについて聞いたことがある」が 64.4%と最も高く、一方で「経験したり見聞きしたりしたことはない」は 17.7%でした。また、「身近に暴力を受けた人がいる」が 9.9%、「暴力を受けた人から相談されたことがある」が 6.7%、「暴力を受けたが相談しなかった」が 4.3%、「自分が暴力を行ったことがある」が 2.1%となっています。



イ 男女間の暴力を防止するために重要な対策について(複数回答)

「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やしたり相談窓口の案内を行う」が 64.1%と最も高く、次いで「学校・大学で児童・生徒・学生に暴力を防止するための教育を行う」が 47.5%、「加害者への罰則を強化する」が 44.9%、「加害者に対して暴力を繰り返さないようカウンセリングや更生プログラムを実施する」が 35.6%、「被害者を発見しやすい立場にある関係者（警察官、医療従事者、教師など）に研修や啓発を行う」が 28.1%となっています。



4 国における主な動き

(1) DV防止法及び基本方針の改正

児童虐待防止対策及びDV被害者の保護対策の強化を図るため、令和元(2019)年6月に改正され、相互に連携・協力するよう努めるべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されるとともに、その保護対象の被害者に同伴家族も含まれることとされました。

また、通報対象となる配偶者からの暴力の形態と保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大についての検討や、DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方の検討を実施し、それらの結果に基づき令和4(2022)年6月までに必要な措置を講ずるものとされました。

あわせて、令和2(2020)年3月に基本方針も改正され、法改正の内容が反映されました。

(2) その他の動き

① 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会の実施

平成30(2018)年7月から厚生労働省において実施され、令和元(2019)年6月に、他法他施策優先の取扱いの見直し、携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し、児童相談所との連携強化等10項目について、婦人保護事業の運用面の見直し方針が明示されました。

また、令和元(2019)年10月には、法制度を含めた新たな枠組みの必要性等、婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方について基本的認識を取りまとめた中間報告が示されました。

② DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会の実施

平成31(2019)年2月から令和元(2019)年5月まで内閣府において開催され、DV等の生きづらさを抱える女性のための民間シェルター等に対する支援の現状や課題の把握及び支援拡充の方向性等について報告書が取りまとめられました。

③ 加害者対応に関する検討

内閣府が設置した加害者対応に関する有識者会議において検討がなされ、令和元(2019)年8月に「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業報告書」、令和2(2020)年3月に「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究報告書～地域社会内におけるDV加害者プログラムの試行実施に向けて～」、令和3(2021)年3月に「令和2年度配偶者暴力に係る加害者プログラムに関する調査研究事業報告書」の検討結果がとりまとめられましたが、引き続き検討が行われています。

④ 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会での検討

内閣府に設置されている専門調査会において、令和2(2020)年2月から令和3(2021)年2月まで、DV対策に係る取組や課題等について検討が行われました。通報対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大や通報や保護命令の在り方、DVの加害者、被害者、傍観者にならないための予防教育の重要性等、DV被害者支援の更なる充実を図るために今後検討す

べき課題が指摘されました。

また、当専門調査会の下に配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループが令和3(2021)年8月に設置され、DVの防止及び被害者保護の強化に向けた検討が進められています。

⑤ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2(2020)年4月から6月まで開催された「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、各関係府省で刑事法の在り方の検討や被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むとした方針が示されました。

⑥ 相談窓口の整備

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い懸念されたDVの潜在化や深刻化を受け、内閣府において、令和2(2020)年4月20日から、24時間の電話相談対応やSNS・メール相談等を行うDV相談プラスが開設されました。

また、令和2(2020)年10月から、DV相談ナビ(最寄りの支援センターにつながる全国共通電話番号)が「#8008」(はれれば)に短縮番号化されました。